

別表

「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰参考例」

選考基準の概略

※ 次に掲げる参考例に一つでも該当するものがあれば表彰選考の対象とする。ただし、「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募用紙」に記載された活動内容及びこれまでの取組についても選考の対象とする。

1 自治公民館、PTA、老人クラブ等各種市民団体

(自治公民館)

- ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるような役員の登用規定がある。
- ・ 自治公民館長又は副館長が女性である。
- ・ 役員の男女比率のバランスがとれている。
- ・ この2年～3年、役員の男女比率の均衡に向けて努力し、実際に、若干でもバランスがとれている。
- ・ 男女が共に地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域活動（まちづくり、環境美化、自主防災組織等）に参加している。

(PTA、老人クラブ、市民団体など)

- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性（男性）の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
- ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるような役員の登用規定がある。
- ・ 役員の3割以上が女性（男性）である。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け、取組を推進している。

2 事業者（企業、自営業者等）

- ・ 事業者の代表者が女性である。
- ・ 鳥取県男女共同参画推進企業として認定されている（改正育児・介護休業法に対する就業規則の整備、男女機会均等法によるセクシャルハラスメント対策が講じられている。）。
- ・ 子連れで出勤できる体制づくりがある。
- ・ 女性管理職（店長）の登用を推進している。
- ・ 採用時に育児・介護をしていても障害にならない。
- ・ 家庭と仕事の両立（ワーカーライフバランス）に努めている。
- ・ 雇用数に男女の差がなくなるよう努めている。
- ・ 女性の提案による改革等を行っている。
- ・ 労働条件、業務に男女の差がない。
- ・ 出産が退職の理由にならない。

- ・ 男性の育児休暇の取得に努めている。
- ・ 職員の育児休暇、介護休暇の取得に努め、この2年～3年取得者が増加した。
- ・ 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を取り入れている。
- ・ 家族経営協定を締結している。
- ・ 子どもの参観日等への職員（保護者）の参加について配慮している。
- ・ 男女の固定的役割分担意識のはははに努めるなど、男女共同参画社会の実現に向け貢献した。

3 個人

- ・ 男女の固定的役割分担意識のはははに努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性（男性）の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け取組を推進している。